



幼稚園・保育所・認定こども園など

幼児教育・保育の無償化について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

1 認可保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園

●保育所・認定こども園（保育利用）

保育料の無償化 4月1日時点で3～5歳の子ども
住民税非課税世帯の4月1日時点で0～2歳の子ども

●幼稚園・認定こども園（教育利用）

保育料の無償化 満3歳から対象

預かり保育利用料の無償化 在園児のうち「保育の必要性のある子ども」(*)が対象
●無償化されるのは、「その月の利用日数 × 450 円」と「実際の利用料」とを比較して安い方の金額です。
(上限は月額 11,300 円)
(※)満3歳になって最初の3月31日を迎えるまでの子どもは、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となりますが、住民税が課税されている世帯については別途長崎市の独自補助(月額 3,000 円まで)が受けられます。

- 延長保育料や主食費(ごはん・パン代)、副食費(おかず・おやつ代)は無償化の対象外のため、別途支払う必要があります。
- 送迎バス代や行事にかかる費用なども無償化の対象外です。

副食費の免除について

年収360万円未満相当世帯は第1子から、年収360万円以上相当世帯は第3子(*)以降の子どもについて、副食費を免除
(※)第3子の数え方
幼稚園・認定こども園(教育)は小学校3年生から3歳までの子どもを数えて第3子以降の子ども、保育所・認定こども園(保育)は小学校入学前から数えて第3子以降の子どもを数えます。
長崎市独自の取組として、年収470万円未満相当世帯は年齢制限を無くし、最年長の子どもから第3子以降の子どもを数えます。

2 私学助成幼稚園（国立大学附属幼稚園含む）

保育料・入園料の無償化 全ての在園児(満3歳児も対象)(入園料は入園初年度のみ)
●無償化される上限額は、保育料と入園料を月額に換算した金額の合計で、月額 25,700 円まで
※国立大学附属幼稚園は月額 8,700 円。

預かり保育利用料の無償化 在園児のうち「保育の必要性のある子ども」(*)が対象
●無償化されるのは、「その月の利用日数 × 450 円」と「実際の利用料」とを比較して安い方の金額。
(上限は月額 11,300 円)
(※)満3歳になって最初の3月31日を迎えるまでの子どもは、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となりますが、住民税が課税されている世帯については別途長崎市の独自補助(月額 3,000 円まで)が受けられます。

- 給食費、送迎バス代や行事にかかる費用などは無償化の対象外です。

副食費の免除について

上記①の <副食費の免除について> と同様

3 認可外保育施設など

各利用料(*)の無償化

利用料の請求が必要です

●無償化される上限額は、4月1日時点で3～5歳の子どもは月額 37,000 円まで、住民税非課税世帯の4月1日時点で0～2歳の子どもは月額 42,000 円まで、上限額の範囲内で、複数施設の利用が可能

(※)認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターの利用料

4 無償化に必要な手続き

認可保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園

「保育料」に関しては、必要な手続きはありません。
「預かり保育」の利用料が無償化となるためには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
(「預かり保育」の利用料が無償化となるのは「教育利用」のみ)

私学助成幼稚園・認可外保育施設など

認定を受ける必要があります。
私学助成幼稚園のみを利用される場合、「保育の必要性」の認定は不要です。
預かり保育や認可外保育施設などを利用される場合、「保育の必要性」の認定が必要です。

(※)保育の必要性について

認可保育所、認定こども園(保育)を利用するためには、仕事や病気などにより家庭内で児童を保育することができない(=保育の必要性がある)と認められる必要があります。預かり保育や認可外保育施設などを利用されるお子さまで、無償化の対象となるためには同様の「保育の必要性」の認定を市から受けることが必要です。

問い合わせ 幼児課・保育係

☎829-1142

無償化早見表

無償化の認定に関係すること▶



利用料の請求に関係すること▶



	認可保育所 認定こども園 (保育部分)	認定こども園(教育部分) 施設型給付幼稚園		私学助成幼稚園		認可外保育施設 など
		教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育	
3～5歳 (4月1日時点の年齢)	○	○	● (11,300円/月)	○ (25,700円/月)	● (11,300円/月)	● (37,000円/月)
満3歳児 (3歳になった日から 最初の3月31日までに ある子ども)	/	○	×	○ (25,700円/月)	×	/
住民税非課税世帯 の満3歳児 (上記と同様)	/	○	● (16,300円/月)	○ (25,700円/月)	● (16,300円/月)	/
住民税非課税世帯 の0～2歳 (4月1日時点の年齢)	○	○...無償(カッコ内は上限額)、×...無償化の対象外 ●...無償(カッコ内は上限額・保育の必要性の認定が必要)				● (42,000円/月)

妊婦から
出産まで
子育てについて
幼稚園・保育所・
認定こども園など
小・中学校
について
ひとり親家庭
への手当など
子育て関連
施設マップ
各担当窓口
電話番号一覧
長崎市
内
予防接種
について
妊産婦歯育で健診
協力歯科医一覧